

## 第4章 主要施策の具体的推進方向

# I 障害への理解を深め、ともに生きる社会の実現

【施策の推進方向】

## 1 障害への理解と相互交流の促進【重点施策】

### (1) 相互交流の促進

文化芸術活動、スポーツその他の活動を通じて、障がいのある人とない人の交流を進めることにより、相互理解を促進します。

### (2) 広報・啓発活動の推進

柳井圏域（柳井市、周防大島町、上関町、田布施町、平生町）で実施している理解促進研修・啓発事業により、障害や、障がい者への理解促進を図るため研修や啓発活動、イベント等を実施します。

### (3) あいサポート運動の推進

県が実施する「あいサポート運動」を推進する事により、障害への理解や障がい者への配慮の実践、普及啓発を図ります。

## 2 障害を理由とする差別の解消、権利擁護の推進

### (1) 障害を理由とする差別の解消の推進

- 国、県及び関係機関と連携し、町民が障害及び障がい者について理解を深め、障害を理由とする差別の解消に向けた取組みを進めます。
- 「障害者差別解消法」に基づく障害者差別解消支援地域協議会（田布施町地域自立支援協議会内に平成29年4月に設置）と関係機関等が連携し、障がい者差別に関する相談や情報等を共有し、障がい者差別を解消するための取組みを行います。

### (2) 虐待防止体制の整備

- 障がい者虐待の防止にむけ、町民福祉課に相談窓口を設置するとともに、関係機関と情報を共有し連携を図ります。また、「障害者虐待防止法」に基づき、障がい者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応に努めます。

### (3) 権利擁護の推進

- 成年後見制度の利用促進のため、制度の周知啓発を行います。また、制度の利用が困難な人への支援として、町による後見開始の審判申立てや、社会福祉法人等による成年後見（法人後見）の取組みを支援します。
- 認知症や障害等により判断能力が十分でない人に対して行う福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等の支援を適切に行うため、田布施町社会福祉協議会と連携して、権利擁護の取組みの充実に努めます。

### (4) 行政サービスの配慮

- 町職員は、事務・事業を実施するに当たり、障がい者が必要とする社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮を行う等の適切な対応を行います。

- 障がい者が容易に行政情報を取得、利用できるよう、町の広報、ホームページ等の作成において、アクセシビリティに配慮した情報提供を行います。

## Ⅱ 自立生活を支える基盤整備

【施策の推進方向】

### 1 障がいのある子どもへの支援の充実【重点施策】

#### (1) 障がい児療育体制の充実

- 障がいのある子どもに対して、ライフステージに応じた支援が行えるよう関係機関が情報を共有し、緊密に連携することにより、幼児期から一貫した支援の提供が行える体制の充実に努めます。
- 障害の有無に関わらず、全ての子どもが共に成長できるよう、関係機関が連携し療育の充実を図り、障がいのある子どもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進を図ります。
- 町内の幼稚園、保育園並びに学校で実施している巡回訪問を通じて、特別な支援を要する子どもを早期に把握し、より早期に専門機関に相談できるよう取組みます。また、就園、就学にむけて、福祉、児童及び教育等の関係機関が連携を図り、相談しやすい体制を確立することにより、保護者の意向と子どもの特性を勘案した選択肢を提供できるよう努めます。
- 障がいのある子どもが、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立や社会参加に必要な力を培うため、個々の教育ニーズに応じた多様な学びの場を提供し、適切な指導ができるよう支援を行います。

#### (2) 医療的ケア児支援

- 柳井圏域地域自立支援協議会（柳井市、周防大島町、上関町、田布施町、平生町で構成）並びに関係機関において、地域における実態把握や支援体制整備の方向性など、医療的ケア児支援に関する課題や対応策について検討を行い、共通の理解に基づいて、包括的な支援体制の構築に努めます。
- 医療的ケア児の受入れが可能な通所施設や短期入所施設等の開設・拡充をそれぞれの事業所に働きかけると共に、在宅生活支援の環境整備に努めます。

### 2 相談支援・連携体制の整備

#### (1) 地域における連携体制の整備

- 柳井圏域地域自立支援協議会において、個別事例の検討を通じて地域の課題を共有し、柳井圏域として一体的に支える体制を強化することにより、障がい者が、より多様な相談支援を受けることができる体制づくりを進めます。
- 柳井圏域として、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターの設

置をめざし、地域の相談支援体制の強化を図ります。

## (2) 専門的・広域的な相談支援体制の強化

障がい者の多様なニーズやライフスタイルに応じた、総合的な支援が行えるよう、広域的・専門的な相談支援機関である、県の身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、児童相談所等と連携の強化を図ります。

# 3 生活支援体制の整備

## (1) 障害福祉サービス等提供体制の整備充実

- 障がい者が社会の一員として、地域の中で安心して生活ができる社会の実現に向け、ニーズに応じた障害福祉サービス等の充実に向けて支援を行います。
- 障がい者のニーズを踏まえ、地域の実情に応じた地域生活支援事業の充実を図ります。

## (2) 人材育成・確保、研修の充実

福祉に関わる全ての人々が「働きがい」や「やりがい」を実感できるよう、行政、支援関係者が連携を図り、情報交換会や研修の機会を通じて、周知、啓発を行い、障害福祉人材の確保に取り組めます。

## (3) 生活の安定への支援

障がい者に対する医療費の給付や助成、並びにJRやバス運賃の割引制度など、生活安定のための各種制度について、窓口において丁寧な案内に努めるほか、様々な広報媒体を通じて周知に努めます。

# Ⅲ 地域でともに暮らせる、住みよい生活環境の整備

【施策の推進方向】

## 1 地域生活支援体制の充実【重点施策】

### (1) 地域生活移行の推進

- 地域生活移行に向け、関係機関が協議できる場を設置し、移行に係る事例・課題の共有及び支援策の検討を進めます。
- 強度行動障がい者を有する障がい者（児）について、柳井圏域地域自立支援協議会を中心に、状況や支援ニーズを把握するとともに、支援関係者と情報を共有し、支援体制の充実を図ります。
- 精神障がい者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることが出来るよう、県の柳井健康福祉センター、医療機関等と連携を図り一体的な支援体制の整備に努めます。

### (2) 地域定着のための支援

- 障がい者福祉施設に入所、又は精神科病院等に入院している障がい者が、地域生活にスムーズに移行するため、相談支援体制の強化を行います。

## 2 福祉のまちづくりの推進

### (1) ユニバーサルデザインの推進

- ユニバーサルデザインの考え方の普及啓発を図るとともに、障がい者等の生活環境の変化に応じた、様々な需要に応えられるよう、障がい者の意見やユニバーサルデザインの概念を反映したまちづくりに努めます。
- 道路、公園等の公共施設の整備に当たっては、視覚障がい者誘導用ブロックの敷設や障がい者等が利用しやすいトイレの設置等を積極的に推進します。
- 公共施設や店舗などに設置されている身体障がい者用駐車場の適正利用を図るため、「やまぐち障害者等専用駐車場利用証制度」の一層の普及・定着を推進します。

### (2) 移動しやすい環境の整備等

- 心身障がい者福祉タクシーの利用助成、自立支援給付や地域生活支援事業におけるサービス（同行援護・行動援護・移動支援事業・自動車改造費及び自動車運転免許取得費の助成等）の給付等、障がいがある人の移動支援について制度の周知啓発に努めます。
- 補助犬（介助犬・盲導犬・聴導犬）についての理解の促進など、制度の周知を図るとともに、公共施設はもとより民間事業所などで同伴が拒否されないよう積極的な普及啓発に取り組めます。

## 3 情報環境・意思疎通支援の充実

- 県の点字図書館、山口県聴覚障害者情報センターの有効利用を推進し、点訳・音訳ボランティアの要請、手話通訳の派遣、情報機器の貸し出しなどの事業について周知啓発に努めます。
- 障がい者が社会を構成する一員として、社会活動に参加できるよう「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」に基づき、情報の利用におけるバリアフリー化、情報アクセシビリティ（利用しやすさ）の向上及び意思疎通支援の充実を図ります。
- 特別な配慮の必要な高齢者や障がい者で、一般の避難所では生活に支障をきたす人に対して、ポータブルトイレ、手すり等のバリアフリー化が図られた福祉避難所の拡充を図るとともに必要な支援を行います。
- 障害や難病のため意思疎通を図ることに支障がある人に対して、点訳や音訳、手話通訳等による意思疎通支援を行うとともに、地域における意思疎通支援の担い手の確保に努めます。
- 窓口において円滑なコミュニケーションが図れるよう、筆談ボード、対話支援機器等有効に活用します。

## 4 安全・安心の確保

- 障がい者は、災害時の行動や避難生活において、多くの困難が伴うことが考えられることから、障がい者等に配慮した防災対策を推進します。
- 田布施町地域防災計画及び個別避難計画に基づいて、防災、福祉、保健関係課が連携して、障がい者へ避難支援を行います。
- 防災訓練においては、障がい者を想定した避難誘導、情報伝達など訓練内容にも配慮するとともに、円滑な誘導等が行えるよう地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら支援体制の整備に努めます。
- 聴覚や言語に障がいがある人など、音声による通報ができない人の通報手段となる「FAX110番」「110番アプリシステム」並びに「Net119緊急通報システム」の広報・普及に努めます。
- 柳井地区広域消費生活センターや田布施町社会福祉協議会と連携し、契約及び金銭管理に関する支援が必要な障がい者への消費者被害対策を推進します。

## IV 自立と社会参加に向けた雇用・就労促進

【施策の推進方向】

### 1 障害特性に応じた就労支援

#### (1) 一般就労への移行支援・定着支援

- ハローワークや就労支援関係事業所並びに学校等と連携を図り、障がい者の就業に関する相談や支援を一体的に行います。

#### (2) 福祉的就労における支援

- 「障害者優先調達推進法」により町が策定する調達方針に基づき、障がい者就労施設等の受注機会の増大を図ります。
- 障がい者が、通所による授産指導を受け、生活訓練等を行う施設「田布施町心身障害者福祉作業所さくら園」の管理・運営について支援を行います。

#### (3) 多様な就業機会の確保

- 障がい者の職場環境への適応を支援し職場定着を図るため、県の地域障害者職業センター等と連携を図ることにより支援を行います。

## V 個性と能力を発揮できる教育・社会参加

【施策の推進方向】

### 1 障がい者スポーツ・文化芸術活動の振興

#### (1) 障がい者スポーツの推進

- 障がい者がスポーツに参加しやすい環境づくりを促進するため、田布施町心身

障害者協議会や一般社団法人山口県障害者スポーツ協会と連携し、指導者やボランティアの養成、障がい者スポーツ団体の育成を図ります。

- 田布施町心身障害者協議会が開催する「田布施町心身障害者ふれあい球技大会」を支援し、障がい者の社会参加や地域における交流を促進するとともに、障がい者スポーツの普及推進に努めます。
- キラリンピック（山口県障害者スポーツ大会）、山口県障害者交流スポーツフェスティバル等の大会への参加を支援します。
- 柳井圏域におけるスポーツイベントの開催に向けて努力します。

## **(2) 文化芸術活動の充実**

- 障がい者の能力や才能が発揮できる場の拡充を図るため、「山口県障害者芸術文化祭」への参加出展を支援し、その活動成果を周知することにより文化芸術活動に対する意識啓発に努めます。

## **2 教育支援の充実**

### **(1) 特別支援教育の推進**

- 障害の有無にかかわらず、全ての幼児、児童、生徒がともに学ぶことができる教育環境を整えるために、一人ひとりの教育的ニーズや特性に応じた指導や支援を提供できる体制の推進に努めます。

### **(2) 地域における交流や理解促進**

- 総合支援学校と町内の小中学校の交流を通じて、障害についての理解促進を図るとともに、取組みや活動について広く周知を図ります。
- 障がいのある児童・生徒が卒業後に地域で自立した生活を送れるように、在学中から学校、教育委員会、福祉、県等の関係機関が協力して、地域での支援の準備を進める体制づくりに努めます。

